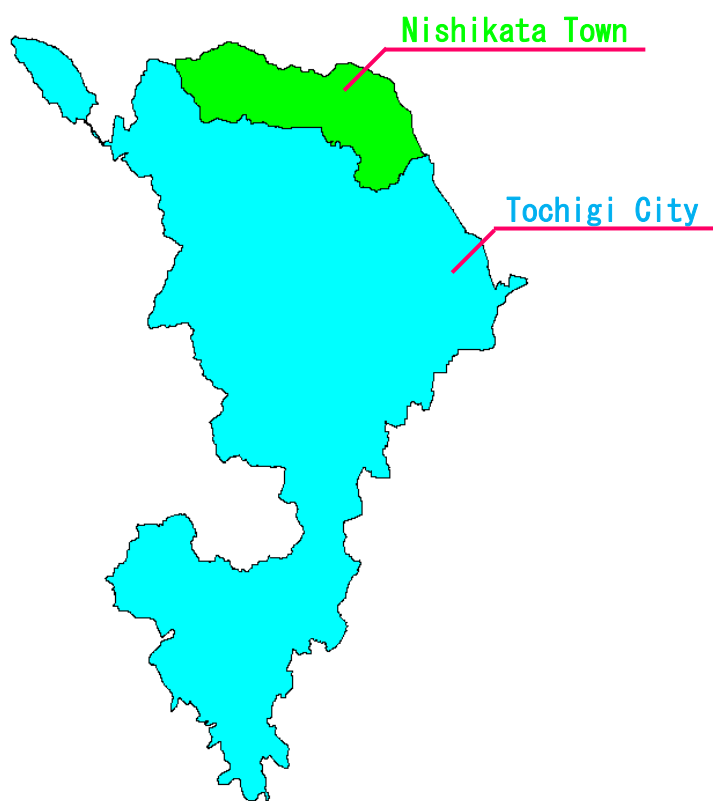


栃木市・西方町合併協議会

第2回 会議資料 ④



日時：平成22年10月15日（金）午前10時

会場：西方町総合文化体育館 2階研修室

目 次

(1) 協議事項

[合併協定項目 2 5 各種事務事業の取扱い]

協議第 4 7 号	合併協定項目 2 5 - 2 1	勤労者、消費者関連事業について	P 1
協議第 4 8 号	合併協定項目 2 5 - 2 2	建設関係事業について.....	P 5
協議第 4 9 号	合併協定項目 2 5 - 2 3	上・下水道事業について.....	P 1 1
協議第 5 0 号	合併協定項目 2 5 - 2 4	市町立学校の通学区域、学校名について.....	P 2 6
協議第 5 1 号	合併協定項目 2 5 - 2 5	学校教育事業について.....	P 3 2
協議第 5 2 号	合併協定項目 2 5 - 2 6	文化振興事業について.....	P 4 1
協議第 5 3 号	合併協定項目 2 5 - 2 7	社会教育事業について.....	P 4 4
協議第 5 4 号	合併協定項目 2 5 - 2 8	青少年健全育成事業について.....	P 5 2
協議第 5 5 号	合併協定項目 2 5 - 2 9	男女共同参画事業について.....	P 5 7
協議第 5 6 号	合併協定項目 2 5 - 3 0	社会福祉協議会について.....	P 5 9
協議第 6 号 (継続協議 - 2)	合併協定項目 2 6	合併市町村基本計画について	P 6 3

協議第 4 7 号

合併協定項目 2 5 - 2 1 勤労者、消費者関連事業について

勤労者、消費者関連事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 1 勤労者、消費者関連事業
調整方針	1 勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、現行のとおりとし、負担金について、合併までに岩舟町と調整を図る。 3 消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 1 勤労者、消費者関連事業	関係項目	1 勤労者融資制度
調整の方針	勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○勤労者住宅資金 ・市内に居住し，又は、居住しようとする者で、1年以上勤務 ・使途及び限度額 住宅の新增改築、住宅・土地取得 20,000 千円 35 年以内 ※預託先 中央労働金庫		該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 1 勤労者、消費者関連事業	関係項目	2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター												
調整の方針	栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、現行のとおりとし、負担金について、合併までに岩舟町と調整を図る。														
現 況			具体的な調整内容												
○栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター ・事業概要 ①在職中の生活安定に関する事業 ②健康の維持増進に関する事業 ③自己啓発、余暇活動に関する事業 外 ・実施団体：1市2町 栃木市、西方町、岩舟町 ・加入状況、負担金 <table><tr><td></td><td>栃 木 市</td><td>西 方 町</td><td>岩 舟 町</td></tr><tr><td>加入状況会員数</td><td>875 人</td><td>75 人</td><td>94 人</td></tr><tr><td>市町負担金</td><td>6,827 千円</td><td>333 千円</td><td>909 千円</td></tr></table> (H22.4.1 現在)				栃 木 市	西 方 町	岩 舟 町	加入状況会員数	875 人	75 人	94 人	市町負担金	6,827 千円	333 千円	909 千円	現行のとおりとし、負担金について、合併までに岩舟町と調整を図る。
	栃 木 市	西 方 町	岩 舟 町												
加入状況会員数	875 人	75 人	94 人												
市町負担金	6,827 千円	333 千円	909 千円												

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 1 勤労者、消費者関連事業	関係項目	3 消費生活相談
調整の方針	消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
【目的】 消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、契約を結ぶ際のトラブルやヤミ金に関するトラブルなどが多発している状況にあるため、このような問題を解決するための助言を行い、消費者利益の擁護及び増進を図り、もって、消費生活の安定向上に資するため消費生活センターを設置する。 【概要】 ・場 所 市民会館（日ノ出町 14-36）3 階 ・相談内容 契約・解約に関する相談、クーリング・オフや内容証明の書き方の指導・助言、消費者が直接解決が困難な場合の斡旋など、相談員が消費生活センターの開庁時に随時応じる。 ・相談方法 面接及び電話 ・開所時間 9:00～16:00（月曜～金曜日） ・休館日 土・日曜日、祝祭日、年末年始 ・職員配置 非常勤職員 4 名（1 日 3 名勤務） 【21 年度実績】 7 8 4 件		【目的】 消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、契約を結ぶ際のトラブルやヤミ金に関するトラブルなどが多発している状況にあるため、このような問題を解決するための助言を行い、消費生活の安定を図る。 【概要】 ・場 所 町役場産業振興課商工観光係 ・相談内容 専門の相談員をおいていないため、クーリング・オフ等、比較的簡易なものについて相談を受けている。深刻な問題等は、県消費生活センターを紹介 年間相談件数 5 件程度 平成 20 年 2 月より多重債務相談窓口を設置 相談内容を県作成「多重債務相談カード」にまどめ、県弁護士会多重債務相談窓口や法テラスへの引き継ぎを行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 4 8 号

合併協定項目 2 5 - 2 2 建設関係事業について

建設関係事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 2 建設関係事業
調整方針	1 ・ 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模については、合併時までに調整する。 ・ 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・ 都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ・ 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ・ 都市計画区域については、合併時は現行のとおりとし、都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。 2 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

	3 建築物耐震改修促進計画については、合併後に再編する。
--	------------------------------

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町地区合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 2 建設関係事業	関係項目	1 都市計画
調整の方針	- 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模については、合併時まで調整する。 - 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。 - 都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 - 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 - 都市計画区域については、合併時は現行のとおりとし、都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
【開発許可制度：線引き都市計画区域】 - 開発行為許認可事務、開発行為に伴う事前協議及び相談 - 開発行為の規制対象となる面積 市街化区域：1,000 ㎡以上、市街化調整区域：面積の規模に係らず規制対象 【開発許可等に係る主な業務】 (1)開発許可(法第 29 条第 1 項) (2)開発変更許可(法第 35 条の 2 第 1 項) (3)建築許可(法第 43 条第 1 項) (4)建築制限解除承認(法第 37 条第 1 項) (5)完了公告(法第 36 条) (6)開発行為廃止(法第 38 条) (7)開発登録簿の写しの交付(法第 47 条第 5 項) (8)開発行為等事前協議(窓口相談含む。)		【開発許可制度：非線引き都市計画区域】 - 開発行為に伴う事前協議 - 開発行為の規制対象となる面積 3,000 ㎡以上	非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模について、新市全体の均衡が保てるよう、合併時まで、条例制定を目途に調整する。
【租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定】 - 優良宅地造成認定審査事務 租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号イ、第 6 3 条第 3 項第 7 号イ、第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ、第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ、第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ - 優良住宅認定審査事務 租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号、第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号ロ、第 6 3 条第 3 項第 6 号、第 6 3 条第 3 項第 7 号ロ、第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号ロ、第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ		【租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定】 - 優良宅地認定審査事務 - 優良住宅認定審査事務	栃木市の例により合併時に統合する。

栃 木 市				西 方 町	具体的な調整内容
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
【線引き都市計画区域】 ・都市計画区域 12,206ha うち市街化区域 1,685ha (内訳) 第一種低層住居専用地域 224.6ha 第一種中高層住居専用地域 167.4ha 第一種住居地域 698.3ha 準住居地域 37.2ha 近隣商業地域 25.8ha 商業地域 63.4ha 準工業地域 250.1ha 工業地域 143.2ha 工業専用地域 75.0ha うち市街化調整区域 10,521ha	【線引き都市計画区域】 ・都市計画区域 3,980ha うち市街化区域 749ha (内訳) 第一種低層住居専用地域 100.0ha 第一種中高層住居専用地域 35.5ha 第二種中高層住居専用地域 12.5ha 第一種住居地域 277.3ha 準住居地域 27.2ha 近隣商業地域 5.6ha 準工業地域 84.9ha 工業地域 42.0ha 工業専用地域 164.0ha うち市街化調整区域 3,231ha	【線引き都市計画区域】 ・都市計画区域 6,045ha うち市街化区域 234ha (内訳) 第一種低層住居専用地域 11.0ha 第一種中高層住居専用地域 25.7ha 第二種中高層住居専用地域 8.9ha 第一種住居地域 160.4ha 近隣商業地域 14.4ha 準工業地域 8.0ha 工業地域 6.0ha うち市街化調整区域 5,811ha	【線引き都市計画区域】 ・都市計画区域 3,052ha うち市街化区域 278ha (内訳) 第一種住居地域 211.0ha 近隣商業地域 15.0ha 準工業地域 2.0ha 工業地域 50.0ha うち市街化調整区域 2,774ha	【非線引き都市計画区域】 ・都市計画区域 3,200ha うち用途地域 140.5ha (内訳) 第一種住居地域 54.0ha 近隣商業地域 4.0ha 工業専用地域 82.5ha うち用途地域以外 3059.5ha	合併時は現行のとおりとし合併後に新市全域の均衡ある発展に資するよう、新市の都市計画マスタープランの再編に併せて県と調整する。
【都市計画マスタープラン】 栃木市都市計画マスタープラン (平成14年11月策定) ・目標年次 平成32年度	【都市計画マスタープラン】 大平町都市計画マスタープラン (平成10年3月策定) (平成17年3月改訂) ・目標年次 平成27年度	【都市計画マスタープラン】 藤岡町都市計画マスタープラン (平成19年3月策定) ・目標年次 平成37年度	【都市計画マスタープラン】 都賀町まちづくりマスタープラン (平成11年4月策定) (平成21年3月改訂) ・目標年次 平成37年度	【都市計画マスタープラン】 西方町都市計画マスタープラン (平成23年3月策定予定) ・目標年次 平成40年度	合併時は現行のとおりとし合併後に再編する。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 2 建設関係事業				関係項目	2 住宅行政
調整の方針	住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。					
現 況						
栃 木 市				西 方 町	具体的な調整内容	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町			
○住宅マスタープラン 栃木市住宅マスタープラン H 2 0 策定 (概要) 住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）及び栃木県住宅マスタープランの内容を踏まえ、地域における多様なニーズに対応した施策を展開していくための基本計画。 国民の豊かな住生活を実現するために制定された住生活基本法の基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進を目的としている。 計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間。	○住宅マスタープラン 大平町住宅マスタープラン H 1 9 策定 (概要) 社会経済的情勢や地域の住宅事情、住宅環境の現況を調査分析し、課題を集約するとともに、定住化人口の増加や少子化時代における子育て支援としての住宅施策などを検討し、地域の特性に応じた総合的な居住環境の形成や住宅建設の誘導を推進することを目的として策定した計画。 計画の目標年次は、1 0 年後の平成 2 8 年を見据えつつ、5 年後の平成 2 3 年としている。	○住宅マスタープラン 未策定	○住宅マスタープラン 未策定	○住宅マスタープラン 未策定	合併時は現行のとおりとし、合併後 3 年以内に再編する。	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 2 建設関係事業				関係項目	3 建築行政
調整の方針	建築物耐震改修促進計画については、合併後に再編する。					
現 況					具体的な調整内容	
栃 木 市				西 方 町		
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
○耐震改修促進法 ・栃木市建築物耐震改修促進計画を平成19年度に策定している。	○耐震改修促進法 ・大平町建築物耐震改修促進計画を平成20年度に策定している。	○耐震改修促進法 ・藤岡町建築物耐震改修促進計画を平成21年度に策定している。	○耐震改修促進法 ・栃木県建築物耐震改修促進計画に基づき、都賀町建築物耐震改修促進計画を平成21年度に策定予定であったが中止した。	○耐震改修促進法 ・栃木県建築物耐震改修促進計画に基づき、西方町建築物耐震改修促進計画を平成22年度に策定予定である。	建築物耐震改修促進計画については、合併後に再編する。	

協議第 4 9 号

合併協定項目 2 5 - 2 3 上・下水道事業について

上・下水道事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 3 上・下水道事業
調整方針	1 水道事業に係る手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。 3 工事負担金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。 4 排水設備工事等手数料については、現行のとおりとする。 5 下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。 6 ・ 下水道受益者負担金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。 ・ 賦課対象区域の決定、徴収猶予及び減免基準に

	については、現行のとおりとする。 ・ 納期については、合併時までには再編し、平成 24 年度から口座振替を実施する。 ・ 排水区域外接続の負担の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。 ・ 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。 7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、現行のとおりとする。 8 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。 9 農業集落排水事業受益者分担金制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業	関係項目	1 設計、申請、審査、検査、交付使用手数料																																				
調整の方針	水道事業に係る手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。																																						
現 況																																							
栃 木 市		西 方 町																																					
<table><tr><td>項目</td><td>手数料</td></tr><tr><td>給水装置工事の設計</td><td>なし</td></tr><tr><td>指定店申請手数料</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>検査手数料</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>道路占用書類作成</td><td>なし</td></tr><tr><td>証明書交付手数料</td><td>300 円</td></tr><tr><td>私設消火栓使用手数料</td><td>300 円</td></tr><tr><td>給水装置違反の確認</td><td>なし</td></tr></table>		項目	手数料	給水装置工事の設計	なし	指定店申請手数料	10,000 円	設計審査手数料	1,000 円	検査手数料	1,000 円	道路占用書類作成	なし	証明書交付手数料	300 円	私設消火栓使用手数料	300 円	給水装置違反の確認	なし	<table><tr><td>項目</td><td>手数料</td></tr><tr><td>給水装置工事の設計</td><td>なし</td></tr><tr><td>指定店申請手数料</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>検査手数料</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>道路占用書類作成</td><td>なし</td></tr><tr><td>証明書交付手数料</td><td>なし</td></tr><tr><td>私設消火栓使用手数料</td><td>なし</td></tr><tr><td>給水装置違反の確認</td><td>なし</td></tr></table>		項目	手数料	給水装置工事の設計	なし	指定店申請手数料	15,000 円	設計審査手数料	2,000 円	検査手数料	4,000 円	道路占用書類作成	なし	証明書交付手数料	なし	私設消火栓使用手数料	なし	給水装置違反の確認	なし
項目	手数料																																						
給水装置工事の設計	なし																																						
指定店申請手数料	10,000 円																																						
設計審査手数料	1,000 円																																						
検査手数料	1,000 円																																						
道路占用書類作成	なし																																						
証明書交付手数料	300 円																																						
私設消火栓使用手数料	300 円																																						
給水装置違反の確認	なし																																						
項目	手数料																																						
給水装置工事の設計	なし																																						
指定店申請手数料	15,000 円																																						
設計審査手数料	2,000 円																																						
検査手数料	4,000 円																																						
道路占用書類作成	なし																																						
証明書交付手数料	なし																																						
私設消火栓使用手数料	なし																																						
給水装置違反の確認	なし																																						
		具体的な調整内容																																					
		手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。																																					

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業						関係項目	2 水道料金、メーター使用料			
調整の方針	水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。										
現 況										具体的な調整内容	
○一般家庭で月 20 m³を使用した場合の水道料金及びメーター使用料の比較（口径 20mm）											
市町名	栃 木 市								西 方 町		
	旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町				
基本料金	5 m³	871.5 円	10 m³	1,428 円	10 m³	1,764 円	10 m³	1,470 円	10 m³	1,540 円	
超過料金	6 m³～20 m³	1,260 円	11 m³～20 m³	1,018.5 円	11 m³～20 m³	1,764 円	11 m³～20 m³	1,260 円	11 m³～20 m³	1,785 円	
メーター使用料	168 円				157.5 円		178.5 円		280 円		
計（税込）	2,299 円		2,446 円		3,685 円		2,908 円		3,600 円		
栃 木 市										西 方 町	
旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町					
○水道料金（月額、税込み） ・用途別, 従量制料金 ・口座振替1回あたり 52 円 50 銭減額 家事用		○水道料金（月額、税込み） ・口径別, 従量制料金 ・算出合計額の1円未満切捨て 水道料金		○水道料金（月額、税込み） ・用途別, 従量制料金 ・算出合計額の1円未満切捨て 一般用		○水道料金（月額、税込み） ・用途別, 従量制料金 一般用		○水道料金（月額、税込み） ・用途別, 従量制料金 ・算出合計額の10円未満切捨て 一般用			
基本料金		基本料金		基本料金		基本料金		基本料金			
水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)		
5	871.5	6～10	31.50	10m/m 口径 m/m		10	1,470	1	126.00		
		11～20	110.25								
		21～40	126.00								
		41～	147.00								
営業用		営業用		営業用		営業用		営業用			
基本料金		基本料金		基本料金		基本料金		基本料金			
水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)		
20	2152.5	21～40	152.25	30m/m	2,345.70	10	1,470	1	126.00		
		41～80	178.50	40m/m	3,976.35						
		81～	210.00	50m/m	6,524.70						
				75m/m	13,456.80						
				100m/m	21,663.60						
				150m/m	45,772.65						

水道料金及びメーター使用
については、合併時は現行の
りとし、合併後4年を目途
金体系と料金システムを含
再編する。

現 況										具体的な調整内容																		
栃 木 市								西 方 町																				
旧 栃 木 市				旧 大 平 町		旧 藤 岡 町					旧 都 賀 町																	
官公署学校用								官公署用				団体用				団体用												
								基本料金		超過料金											基本料金		超過料金					
								水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)										水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)				
								50	5,827.5	51 ～ 100	141.75										10	1,764	1	176.40	10	1,470	1	126.00
工業用								工業用				工場用																
								基本料金		超過料金											基本料金		超過料金					
								水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)										水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)				
								100	15,750	101 ～ 300	173.25										100	17,640	1	176.40	100	14,700	1	126.00
臨時用								臨時用				臨時用				臨時用												
								基本料金		超過料金											基本料金		超過料金					
								水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)										水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)				
								1	315	1	315.00										20	4,840.5	1	351.75	10	2,100	1	126.00

現 況						具体的な調整内容				
栃 木 市				西 方 町						
旧 栃 木 市		旧 大 平 町					旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町	
○メーター使用料(税込み)		○メーター使用料 なし		○メーター使用料(税込み)		○メーター使用料（税込み）		○メーター使用料（税込み）		
口 径	料 金(円)			口 径	料 金(円)	口 径	料 金(円)	口 径	料 金(円)	
Φ 1 3mm以下	7 3. 5			Φ 1 3mm	8 4. 0	Φ 1 3mm	1 0 5. 0	Φ 1 3mm	1 0 0	
Φ 2 0mm	1 6 8. 0			Φ 2 0mm	1 5 7. 5	Φ 2 0mm	1 7 8. 5	Φ 2 0mm	2 8 0	
Φ 2 5mm	2 3 1. 0			Φ 2 5mm	1 8 9. 0	Φ 2 5mm	2 3 1. 0	Φ 2 5mm	4 6 0	
Φ 3 0mm	2 3 1. 0			Φ 3 0mm	—	Φ 3 0mm	3 8 8. 5	Φ 3 0mm	6 6 0	
Φ 4 0mm	3 3 6. 0			Φ 4 0mm	3 1 5. 0	Φ 4 0mm	3 8 8. 5	Φ 4 0mm	1, 4 1 0	
Φ 5 0mm	1, 5 2 2. 5			Φ 5 0mm	1, 2 6 0. 0	Φ 5 0mm	1, 8 9 0. 0	Φ 5 0mm	2, 1 0 0	
Φ 7 5mm	2, 1 0 0. 0			Φ75mm以上	管理者が定め る額	Φ 7 5mm	2, 2 0 5. 0	Φ 7 5mm	5, 2 5 0	
Φ 1 0 0mm	2, 7 0 0. 0					Φ100mm	3, 1 5 0. 0	Φ100mm	8, 9 2 0	
Φ 1 2 5mm	3, 7 0 0. 0									
Φ 1 5 0mm	5, 1 0 0. 0									
Φ 2 0 0mm	6, 9 0 0. 0									
Φ250mm以上	8, 7 0 0. 0									

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業				関係項目	3 工事負担金、加入金			
調整の方針	工事負担金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。								
現 況									具体的な調整内容
栃 木 市						西 方 町			
旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町				旧 都 賀 町	
○工事負担金 栃木市給・配水管布設要綱 ・給水申込戸数で総工事費を除いた額 ・180,000円を超えた場合 超えた額の1／3(120,000円上限) 市負担 ・負担金納入後に工事 ・分岐する給水管申込は、原則5年間 受理しない ・市長が認めたとき 1年以内 同額工事負担金 2年以内 工事負担金の9／10 3年以内 工事負担金の7／10 4年以内 工事負担金の5／10 5年以内 工事負担金の3／10 ・使用開始後3年間給水中止しない ○加入金 なし		○工事負担金 なし <							

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業	関係項目	4 排水設備工事等手数料
調整の方針	排水設備工事等手数料については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(1,000 円) ②検査手数料(1,000 円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000 円)		○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料 (1,000 円) ②検査手数料(1,000 円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000 円)	現行のとおりとする。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業	関係項目	5 下水道使用料								
調整の方針	下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。										
現 況											
具体的な調整内容											
○一般家庭で月 20 m³を使用した場合の下水道使用料の比較											
市町名	栃 木 市								西 方 町		
	旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町				
基本料金	10 m³まで	1, 323 円	10 m³	1, 224 円	10 m³	1, 260 円	10 m³	1, 260 円	10 m³	1, 260 円	
超過料金	11 m³～20 m³	1, 386 円	11 m³～20 m³	1, 333 円	11 m³～20 m³	1, 365 円	11 m³～20 m³	1, 365 円	11 m³～20 m³	1, 260 円	
計（税込）	2, 709 円		2, 557 円		2, 625 円		2, 625 円		2, 520 円		
(参考) 上下水道料金及びメーター使用料の合計の比較											
市町名	栃 木 市								西 方 町		
	旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町				
水道料金	2, 299 円 (口座振替 52. 5 円減)		2, 446 円		3, 685 円		2, 908 円		3, 600 円		
下水道使用料	2, 709 円		2, 557 円		2, 625 円		2, 625 円		2, 520 円		
計（税込）	5, 008 円		5, 003 円		6, 310 円		5, 533 円		6, 120 円		
栃 木 市											
旧 栃 木 市			旧 大 平 町			旧 藤 岡 町			旧 都 賀 町		
○下水道使用料（税込み） ・水道水のみ（単位：m³・円）			○下水道使用料（税込み） ・水道水のみ（単位：m³・円）			○下水道使用料（税込み） ・水道水のみ（単位：m³・円）			○下水道使用料（税込み） ・水道水のみ（単位：m³・円）		
基本料金	超過料金(1 m³につき)		基本料金	超過料金(1 m³につき)		基本料金	超過料金(1 m³につき)		基本料金	超過料金(1 m³につき)	
10 まで 1, 323	11～30	138. 60	10 まで 1, 224	11～30	133. 35	10 まで 1, 260	11～30	136. 50	10 まで 1, 260	11～30	126. 00
	31～50	156. 45		31～50	142. 80		31～50	147. 00		31～50	136. 50
	51～100	176. 40		51～100	157. 50		51～100	157. 50		51～100	147. 00
	101 以上	196. 35		101 以上	168. 00		101 以上	168. 00		101 以上	157. 50
公衆浴場 200 まで 10, 500	201 以上	52. 5	臨時用		163. 80	臨時用		168. 00	臨時用		136. 50

現 況													具体的な調整内容		
栃 木 市										西 方 町					
旧 栃 木 市			旧 大 平 町			旧 藤 岡 町			旧 都 賀 町						
・井戸水の認定（単位：人・m ³ ・円）			・井戸水の認定（単位：人・m ³ ・円）			・井戸水の認定（単位：人・m ³ ・円）			・井戸水の認定（単位：人・m ³ ・円）			・井戸水の認定（単位：人・m ³ ・円）			
人数	認定水量	使用料	人数	認定水量	使用料	人数	認定水量	使用料	人数	認定水量	使用料	人数	認定水量	使用料	
1	10	1,323	1	7	1,224	1人あたり7 m ³ を認定			1	11	1,396	1	11	1,380	
2	19	2,570	2	14	1,757				2	22	2,898	2	22	2,770	
3	25	3,402	3	21	2,691				3	33	4,431	3	33	4,180	
4	31	4,251	4	28	3,624				4	39	5,313	4	39	5,000	
5	36	5,033	5	35	4,605				5	45	6,195	5	45	5,820	
6	41	5,815	6	42	5,604				6	51	7,087	6	51	6,650	
7以降	1人につき5 m ³ 加算		7以降	1人につき7 m ³ 加算					7以降	1人につき6 m ³ 加算		7以降	1人につき6 m ³ 加算		
・水道水と井戸水併用 人数による認定水量と水道水の使用量を比較して、多い方を汚水量とする。			・水道水と井戸水併用 水道水使用量に、井戸水の認定水量の1／2を加算した水量を汚水量とする。			・水道水と井戸水併用 水道水使用量＋（世帯人数×7 m ³ ×1／2）			・水道水と井戸水併用 人数による認定水量を汚水量とする。			・水道水と井戸水併用 人数による認定水量と水道水の使用量を比較して多い方を汚水量とする。			
・収納事務は、水道事業へ委託。ただし井戸水使用料は当課で賦課			・収納事務は、水道事業へ委託。ただし井戸水使用料は当課で賦課			・収納事務は、水道事業へ委託			・収納事務は、水道事業へ委託。ただし井戸水使用料は当課で賦課			・収納事務は、水道事業へ委託			

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業			関係項目	6 下水道受益者負担金等
調整の方針	・下水道受益者負担金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。 ・賦課対象区域の決定、徴収猶予及び減免基準については、現行のとおりとする。 ・納期については合併時までには再編し、平成24年度から口座振替を実施する。 ・排水区域外接続の負担の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。 ・督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
○受益者の申告時期 前年度施工分について、毎年12月に申告を行い、受益者を決定				○受益者の申告時期 毎年2月から3月に申告を行い、受益者を決定	申告時期が異なるため、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後平成24年12月までに統合する。
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額	○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり330円を乗じた額	○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり350円を乗じた額	○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額。市街化調整区域は、1排水整備あたり425,000円	○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額	事業費に伴う負担金単価が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。
○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1％～10％）	○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1.5％～15％）	○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1.5％～15％）	○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1％～10％）	○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1％～10％）	申告時期や負担金と関連するため、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。
栃 木 市				西 方 町	
○賦課対象区域の決定 毎年度当初（4月）に公告する。				○賦課対象区域の決定 毎年度当初（4月）に公告する。	
○徴収猶予 ・農地、山林等 ・裁判上の係争地 ・災害等により損害のあった受益者 ・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者 ・生活困窮のため市民税、固定資産税の減免を受けている受益者 等				○徴収猶予 ・農地、山林等 ・裁判上の係争地 ・災害等により損害のあった受益者 ・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者 ・生活困窮のため町民税、固定資産税の減免を受けている受益者 等	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。

現 況										具体的な調整内容																													
栃 木 市								西 方 町		現行のとおりとする。																													
○減免基準 ・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 ・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 ・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 ・生活保護法による生活の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ・事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 ・前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者								○減免基準 ・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 ・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 ・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 ・生活保護法による生活の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ・事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 ・前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者																															
										栃 木 市								西 方 町		合併時までには再編する。 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月31日 ・手続きが必要となるので、合併時は現行のとおりとし、平成24度から実施する。 ・負担金単価が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後4年を目途に再編する。																			
旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町		○納期 <table><tr><td>第1期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>翌年1月1日～1月31日</td></tr></table> ○口座振替 実施している。 ○排水区域外接続の負担の額 負担金相当額として、土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額。		第1期	6月1日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	翌年1月1日～1月31日																						
第1期	6月1日～6月30日																																						
第2期	8月1日～8月31日																																						
第3期	10月1日～10月31日																																						
第4期	翌年1月1日～1月31日																																						
○納期 <table><tr><td>第1期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>12月1日～12月28日</td></tr></table> ○口座振替 未実施 ○排水区域外接続の負担の額 該当なし		第1期	6月1日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	12月1日～12月28日	○納期 <table><tr><td>第1期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>12月1日～12月25日</td></tr></table> ○口座振替 実施している。 ○排水区域外接続の負担の額 土地の面積に1㎡あたり350円を乗じた額		第1期	6月1日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	12月1日～12月25日	○納期 <table><tr><td>第1期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>翌年1月1日～1月31日</td></tr></table> ○口座振替 未実施 ○排水区域外接続の負担の額 1排水整備あたり425,000円		第1期	6月1日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	翌年1月1日～1月31日	○納期 <table><tr><td>第1期</td><td>5月1日～5月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>11月1日～11月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>翌年2月1日～2月末日</td></tr></table> ○口座振替 未実施 ○排水区域外接続の負担の額 土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額		第1期	5月1日～5月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	11月1日～11月31日	第4期	翌年2月1日～2月末日
		第1期	6月1日～6月30日																																				
		第2期	8月1日～8月31日																																				
第3期	10月1日～10月31日																																						
第4期	12月1日～12月28日																																						
第1期	6月1日～6月30日																																						
第2期	8月1日～8月31日																																						
第3期	10月1日～10月31日																																						
第4期	12月1日～12月25日																																						
第1期	6月1日～6月30日																																						
第2期	8月1日～8月31日																																						
第3期	10月1日～10月31日																																						
第4期	翌年1月1日～1月31日																																						
第1期	5月1日～5月30日																																						
第2期	8月1日～8月31日																																						
第3期	11月1日～11月31日																																						
第4期	翌年2月1日～2月末日																																						
旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町		西 方 町																															
○督促手数料100円								○督促手数料 無料		合併時に栃木市の例により統合する。 ただし、平成23年度の西方町においては、運用により督促手数料を徴収しない。																													

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業	関係項目	7 排水設備工事等手数料（農業集落排水事業）
調整の方針	農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(1, 000 円) ②検査手数料(1, 000 円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10, 000 円)		○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(1, 000 円) ②検査手数料(1, 000 円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10, 000 円)	現行のとおりとする。

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業				関係項目	8 農業集落排水施設使用料																																										
調整の方針	農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に再編する。																																															
現 況										具体的な調整内容																																						
栃 木 市							西 方 町																																									
旧 栃 木 市		旧 大 平 町		旧 藤 岡 町		旧 都 賀 町																																										
○該当なし	○一般用 月施設使用料 (税込み：20 m ³ /月・円)				○一般用月施設使用料 (税込み：人・円)		○該当なし		○一般用 月平均施設使用料 (税込み：20 m ³ /月・円)			料金体系が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後 4 年を目途に料金体系を再編する。																																				
	<table><tr><td>基本料金 10 m³まで</td><td>1, 224</td></tr><tr><td>11 m³～20 m³</td><td>1, 333</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2, 557</td></tr></table>		基本料金 10 m ³ まで	1, 224	11 m ³ ～20 m ³	1, 333	合 計	2, 557							<table><tr><td>基本料金 10 m³まで</td><td>1, 260</td></tr><tr><td>11 m³～20 m³</td><td>1, 260</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2, 520</td></tr></table>			基本料金 10 m ³ まで	1, 260	11 m ³ ～20 m ³	1, 260	合 計	2, 520																									
基本料金 10 m ³ まで	1, 224																																															
11 m ³ ～20 m ³	1, 333																																															
合 計	2, 557																																															
基本料金 10 m ³ まで	1, 260																																															
11 m ³ ～20 m ³	1, 260																																															
合 計	2, 520																																															
	○認定及び併用 月施設使用料 (税込み：人・m ³ ・円)								○認定及び併用 月施設使用料 (税込み：人・m ³ ・円)																																							
	<table><tr><td>人数</td><td>認定水量</td><td>使用料</td></tr><tr><td>3</td><td>21</td><td>2, 691</td></tr><tr><td>4</td><td>28</td><td>3, 624</td></tr></table>		人数	認定水量	使用料	3	21	2, 691	4	28	3, 624			<table><tr><td>人数</td><td>基本料金</td><td>人員割</td><td>使用料</td></tr><tr><td>3</td><td>2, 835</td><td>1, 575</td><td>4, 410</td></tr><tr><td>4</td><td>2, 835</td><td>2, 100</td><td>4, 935</td></tr></table>		人数	基本料金	人員割	使用料	3	2, 835	1, 575	4, 410	4	2, 835	2, 100	4, 935			<table><tr><td>人数</td><td>認定水量</td><td>使用料</td></tr><tr><td>3</td><td>33</td><td>4, 180</td></tr><tr><td>4</td><td>39</td><td>5, 000</td></tr></table>			人数	認定水量	使用料	3	33	4, 180	4	39	5, 000							
人数	認定水量	使用料																																														
3	21	2, 691																																														
4	28	3, 624																																														
人数	基本料金	人員割	使用料																																													
3	2, 835	1, 575	4, 410																																													
4	2, 835	2, 100	4, 935																																													
人数	認定水量	使用料																																														
3	33	4, 180																																														
4	39	5, 000																																														
○該当なし	○農業集落排水施設使用料 (税込み) ・一般用 (単位：m ³ ・円)		○農業集落排水施設使用料 (税込み) ・一般用 1 世帯料金の計算方法は、基本料金と人員割料金を加算する。 基本料金：1 世帯当月月額 2, 835 円 人員割料金：1 人当月月額 525 円 ・店舗、事業所 基本料金：1 軒当月月額 2, 835 円 人員割料金：人数（下記種別により算定）×525 円 飲食店 人数＝店舗床面積（m ² ）×0. 2 事務所 人数＝従業員等（人）×0. 3 工場 人数＝従業員等（人）×0. 3 学習塾 人数＝生徒数（人）×0. 2 公衆便所 人数＝便器数（個）×0. 2 その他の店舗 人数＝店舗床面積（m ² ）×0. 075 集会所 人数＝床面積（m ² ）×0. 02 ・収納事務は、上下水道課		○該当なし		○農業集落排水施設使用料 (税込み) ・水道水のみ (単位：m ³ ・円)																																									
	<table><tr><td>基本料金</td><td colspan="2">超過料金(1 m³につき)</td></tr><tr><td rowspan="4">10 まで 1, 224</td><td>11～30</td><td>133. 35</td></tr><tr><td>31～50</td><td>142. 80</td></tr><tr><td>51～100</td><td>153. 30</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>163. 80</td></tr><tr><td>臨時用</td><td></td><td>163. 80</td></tr></table>		基本料金	超過料金(1 m ³ につき)		10 まで 1, 224	11～30	133. 35	31～50	142. 80	51～100	153. 30	101 以上	163. 80	臨時用		163. 80					<table><tr><td>基本料金</td><td colspan="2">超過料金(1 m³につき)</td></tr><tr><td rowspan="4">10 まで 1, 260</td><td>11～30</td><td>126. 00</td></tr><tr><td>31～50</td><td>136. 50</td></tr><tr><td>51～100</td><td>147. 00</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>157. 50</td></tr><tr><td>臨時用</td><td></td><td>126. 00</td></tr></table>			基本料金	超過料金(1 m ³ につき)		10 まで 1, 260	11～30	126. 00	31～50	136. 50	51～100	147. 00	101 以上	157. 50	臨時用		126. 00									
基本料金	超過料金(1 m ³ につき)																																															
10 まで 1, 224	11～30	133. 35																																														
	31～50	142. 80																																														
	51～100	153. 30																																														
	101 以上	163. 80																																														
臨時用		163. 80																																														
基本料金	超過料金(1 m ³ につき)																																															
10 まで 1, 260	11～30	126. 00																																														
	31～50	136. 50																																														
	51～100	147. 00																																														
	101 以上	157. 50																																														
臨時用		126. 00																																														
	・認定 一般家庭は、一人 1 月 7 m ³ ×世帯人数を汚水量として認定する。 事業所等は、水道水のみを使用の場合は、水道使用水量とし、井戸水使用の場合は、当課で検針賦課						・井戸水の認定 (単位：人・m ³ ・円)																																									
	<table><tr><td>人数</td><td>認定水量</td><td>使用料</td></tr><tr><td>1</td><td>11</td><td>1, 380</td></tr><tr><td>2</td><td>22</td><td>2, 770</td></tr><tr><td>3</td><td>33</td><td>4, 180</td></tr><tr><td>4</td><td>39</td><td>5, 000</td></tr><tr><td>5以降</td><td colspan="2">1 人につき 6 m³加算</td></tr></table>		人数	認定水量	使用料	1	11	1, 380	2	22	2, 770	3	33	4, 180	4	39	5, 000	5以降	1 人につき 6 m ³ 加算						<table><tr><td>人数</td><td>認定水量</td><td>使用料</td></tr><tr><td>1</td><td>11</td><td>1, 380</td></tr><tr><td>2</td><td>22</td><td>2, 770</td></tr><tr><td>3</td><td>33</td><td>4, 180</td></tr><tr><td>4</td><td>39</td><td>5, 000</td></tr><tr><td>5以降</td><td colspan="2">1 人につき 6 m³加算</td></tr></table>			人数	認定水量	使用料	1	11	1, 380	2	22	2, 770	3	33	4, 180	4	39	5, 000	5以降	1 人につき 6 m ³ 加算		・水道水と井戸水併用 人数による認定水量と水道水の使用量を比較して多い方を汚水量とする。 ・収納事務は、水道事業へ委託		
人数	認定水量	使用料																																														
1	11	1, 380																																														
2	22	2, 770																																														
3	33	4, 180																																														
4	39	5, 000																																														
5以降	1 人につき 6 m ³ 加算																																															
人数	認定水量	使用料																																														
1	11	1, 380																																														
2	22	2, 770																																														
3	33	4, 180																																														
4	39	5, 000																																														
5以降	1 人につき 6 m ³ 加算																																															

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業				関係項目	9 農業集落排水事業受益者分担金等
調整の方針	農業集落排水事業受益者分担金制度については、栃木市の例により合併時に統合する。					
現 況					具体的な調整内容	
栃 木 市				西 方 町		
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
○該当なし	○受益者分担金額 ・下皆川地区 2 5 0,7 2 8 円 ・みずほ西地区 2 0 3,4 2 5 円	○受益者分担金額 ・巴波川南部地区 2 5 6, 6 0 0 円	○受益者分担金額 ・富張地区 4 1 0, 0 0 0 円	○受益者分担金額 ・西方西部地区 3 3 0,0 0 0 円 ・本郷金井地区 4 0 0,0 0 0 円	現行のとおりとする。	
栃 木 市				西 方 町	栃木市の例により合併時に統合する。	
○受益者の申告時期 市長が定める日まで。				○受益者の申告時期 町長が定める日まで。		
○分担金の額 当該事業費の5 %以内で、受益者の総数で除した額。				○負担金の額 該当地区の分担金額（当該事業費の1 0 %以内で町長が定める）		
○分担金の徴収時期 当該年度の事業が完了した翌年度。				○分担金の徴収時期 事業完了年度。		
○納期 年1回 7月3 1日 ただし、新たに受益者と決定された者は、決定の日の翌月の末日。				○納期 3月3 1日 ただし、新たに受益者になる者は、加入認定後1 ヶ月以内		
○前納報奨金制度 なし				○前納報奨金制度 なし		
○徴収猶予・減免等 ・天災地変その他特別な事由があると認めるときは、減額もしくは免除、または徴収を猶予することができる。 ・減免対象は、国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者等				○徴収猶予・減免等 ・天災地変その他の特別な理由があると認められる場合において、町長が必要と認めるときは、分担金を減免し又はその徴収を延期することができる。		
○脱退 既納の分担金については還付しない。				○脱退 既納の分担金については返却しない。		

協議第 5 0 号

合併協定項目 2 5 - 2 4 市町立学校の通学区域、学校名について

市町立学校の通学区域、学校名について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 4 市町立学校の通学区域、学校名
調整方針	1 通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において弾力的に対応する。 2 学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 4 市町立学校の通学区域、学校名	関係項目	1 通学区域
調整の方針	通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において弾力的に対応する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
○栃木市立小学校通学区域及び栃木市立中学校通学区域を定める告示			通学区域については、原則現行の区域とする。
●栃木市立栃木中央小学校通学区域		西方町立西方小学校通学区域	ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において弾力的に対応する。
万町、倭町、旭町 4～7 番、旭町 13～15 番、旭町 16 番の内 1～11 号、29～37 号、旭町 22 番の内 1～10 号、31～34 号、旭町 23～25 番、旭町 26 番の内 1～16 号、18 号、19 号、21～31 号、33～40 号、旭町 28 番の内 1～4 号、14～16 号、旭町 29 番の内 1 号、7 号、13 号、19 号、20 号、室町、本町 17 番の内 9 号の一部、10～26 号、27 号の一部、本町 18 番、日ノ出町、河合町、湊町、富士見町、境町、菌部町 1 丁目 18 番、菌部町 1 丁目 20 番、入舟町、祝町、柳橋町、箱森町 1～17 番、箱森町 19 番、箱森町 20 番の内 12～44 号、箱森町 21～25 番、箱森町 26 番の内 10～55 号、箱森町 39 番の内 7～67 号（16 号の一部を除く。）、錦町		大字金崎、本城、元、金井、本郷	
●栃木市立栃木第三小学校通学区域		西方町立真名子小学校通学区域	
箱森町 18 番、箱森町 20 番の内 1～11 号、45～74 号、箱森町 26 番の内 1～9 号、56～71 号、箱森町 27～38 番、箱森町 39 番の内 1～6 号、16 号の一部、68～79 号、箱森町 40～53 番、小平町、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、平柳町 1 丁目		大字真名子	
●栃木市立栃木第四小学校通学区域		西方町立西方中学校通学区域	
旭町 1～3 番、旭町 8～12 番、旭町 16 番の内 12～28 号、旭町 17～21 番、旭町 22 番の内 11～30 号、旭町 26 番の内 17 号、20 号、32 号、旭町 27 番、旭町 28 番の内 5～13 号、旭町 29 番の内 2～6 号、8～12 号、14～18 号、城内町 1 丁目、城内町 2 丁目 5～25 番、城内町 2 丁目 36～43 番、神田町、本町 1～16 番、本町 17 番の内 1～9 号（9 号の一部を除く。）、27～53 号（27 号の一部を除く。）、		西方町全域	
●栃木市立栃木第五小学校通学区域			
片柳町 1 丁目、片柳町 2 丁目、片柳町 3 丁目、片柳町 4 丁目、片柳町 5 丁目、平井町、菌部町 1 丁目 1～17 番、菌部町 1 丁目 19 番、菌部町 2 丁目、菌部町 3 丁目、菌部町 4 丁目			
●栃木市立南小学校通学区域			
沼和田町、城内町 2 丁目 1～4 番、城内町 2 丁目 26～35 番、城内町 2 丁目 44～62 番			
●栃木市立大宮南小学校通学区域			
大宮町の一部（953～991 番地）、仲仕上町、藤田町、久保田町、宮田町、高谷町、樋ノ口町			

●栃木市立大宮北小学校通学区域 大宮町（953～991 番地を除く。）、平柳町2丁目、平柳町3丁目、今泉町1丁目、今泉町2丁目、国府町122 番地 ●栃木市立皆川城東小学校通学区域 皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町 ●栃木市立吹上小学校通学区域 吹上町（686 番地2、785～808 番地、833～849 番地、870～1142 番地2、1144～1209 番地、1212～1318 番地、1321～1323 番地、1325～1327 番地、1330 番地、1331 番地、1333 番地、1347 番地、1630～1638 番地、1643 番地を除く。）、細堀町、木野地町、川原田町、野中町（1210～1215 番地、1229～1304 番地6を除く。） ●栃木市立千塚小学校通学区域 吹上町の一部（686 番地2、785～808 番地、833～849 番地、870～1142 番地2、1144～1209 番地、1212～1318 番地、1321～1323 番地、1325～1327 番地、1330 番地、1331 番地、1333 番地、1347 番地、1630～1638 番地、1643 番地）、野中町の一部（1210～1215 番地、1229～1304 番地6）、宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町 ●栃木市立寺尾中央小学校通学区域 梅沢町（1～93 番地、122～218 番地、298 番地を除く。）、大久保町、鍋山町、星野町、出流町 ●栃木市立寺尾南小学校通学区域 尻内町、梅沢町の一部（1～93 番地、122～218 番地、298 番地） ●栃木市立国府南小学校通学区域 大光寺町、田村町、寄居町、国府町の一部（122 番地、656～1046 番地） ●栃木市立国府北小学校通学区域 惣社町、柳原町、国府町（122 番地、656～1046 番地を除く）、大塚町 ●栃木市立栃木東中学校通学区域 万町2～31 番、倭町14 番、本町17 番の内9号の一部、10～26 号、27 号の一部、日ノ出町、入舟町、箱森町18 番、箱森町20 番の内1～11 号、45～74 号、箱森町26 番の内1～9号、56～71 号、箱森町27～38 番、箱森町39 番の内1～6号、68～79 号、箱森町40～53 番、小平町、錦町、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、平柳町1丁目 ●栃木市立栃木西中学校通学区域 河合町、片柳町1丁目、片柳町2丁目、片柳町3丁目、片柳町4丁目、片柳町5丁目、湊町、富士見町、境町、平井町、菌部町1丁目、菌部町2丁目、菌部町3丁目、菌部町4丁目、祝町、柳橋町、箱森町1～17 番、箱森町19 番、箱森町20 番の内12～44 号、箱森町21～25 番、箱森町26 番の内10～55 号、箱森町39 番の内7～67 号 ●栃木市立栃木南中学校通学区域 万町1 番、倭町1～13 番、旭町、室町、城内町1丁目、城内町2丁目、神田町、本町1～16 番、本町17 番の内1～9号（9号の一部を除く。）、27～53 号（27 号の一部を除く。）、沼和田町 ●栃木市立東陽中学校通学区域		
--	--	--

大宮町、平柳町2丁目、平柳町3丁目、今泉町1丁目、今泉町2丁目、仲仕上町、藤田町、久保田町、宮田町、高谷町、樋ノ口町、惣社町、柳原町、大光寺町、寄居町、国府町、大塚町 ●栃木市立皆川中学校通学区域 皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町 ●栃木市立吹上中学校通学区域 吹上町、細堀町、木野地町、川原田町、野中町、宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町 ●栃木市立寺尾中学校通学区域 尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町 ●栃木市立大平東小学校通学区域（自治会名） 横堀、牛久、上牛久、川連、土与、蔵井、真弓東、真弓中、真弓西、真弓南、下高島、上高島、北武井、中央町第2 ●栃木市立大平南小学校通学区域（自治会名） 榎本荒町、榎本上下、榎本旭、西水代上第1、西水代上第2、西水代上第3、西水代下、西水代瓜畑、伯仲北、伯仲南、伯仲西 ●栃木市立大平西小学校通学区域（自治会名） 富田第1、富田第2、富田第3、富田第4、富田第6、富田第7、西山田第1、西山田第2、西山田第3、下皆川第1、下皆川第2、中央町第1 ●栃木市立大平中央小学校通学区域（自治会名） 新第1、新第2、新第3、新第4、西野田第1、西野田第2、富田第5、富田第8、日立 ●栃木市立大平中学校通学区域 横堀、牛久、上牛久、川連、土与、蔵井、真弓東、真弓中、真弓西、真弓南、下高島、上高島、北武井、中央町第2、富田第1、富田第2、富田第3、富田第4、富田第6、富田第7、西山田第1、西山田第2、西山田第3、下皆川第1、下皆川第2、中央町第1 ●栃木市立大平南中学校通学区域 榎本荒町、榎本上下、榎本旭、西水代上第1、西水代上第2、西水代上第3、西水代下、西水代瓜畑、伯仲北、伯仲南、伯仲西、新第1、新第2、新第3、新第4、西野田第1、西野田第2、富田第5、富田第8、日立 ●栃木市立藤岡小学校通学区域 藤岡町藤岡（向山自治会を除く。）、藤岡町内野（藤岡町下宮を除く。） ●栃木市立部屋小学校通学区域 藤岡町部屋、藤岡町新波、藤岡町石川、藤岡町帯刀、藤岡町緑川、藤岡町西前原、藤岡町蛭沼、藤岡町富吉、藤岡町中根 ●栃木市立赤麻小学校通学区域 藤岡町赤麻、藤岡町大前、藤岡町藤岡の一部（向山自治会） ●栃木市立三鴨小学校通学区域		
--	--	--

藤岡町甲、藤岡町都賀、藤岡町大田和、藤岡町太田 ●栃木市立藤岡第一中学校通学区域 藤岡町藤岡、藤岡町内野、藤岡町赤麻、藤岡町大前、藤岡町甲、藤岡町都賀、藤岡町大田和、藤岡町太田（藤岡町下宮を除く） ●栃木市立藤岡第二中学校通学区域 藤岡町部屋、藤岡町新波、藤岡町石川、藤岡町帯刀、藤岡町緑川、藤岡町西前原、藤岡町蛭沼、藤岡町富吉、藤岡町中根 ●栃木市立合戦場小学校通学区域 都賀町合戦場（字並塚 947 番地 1～3 を除く。）、都賀町平川（字上河原 560 番地 1～3、5～11、字上河原 789 番地 1～15、17～36、字上河原 790 番地 2～3、字上河原 790 番地 5～14、16～24、27～37 を除く。）、都賀町升塚、都賀町家中の一部（字三ツ塚 1881 番地 1、字瀨川、字宝殿、字念仏塚、字屋治毛、字行人塚） ●栃木市立家中小学校通学区域 都賀町家中（字三ツ塚 1881 番地 1、字瀨川、字宝殿、字念仏塚、字屋治毛、字行人塚、字十三本 6364 番地、字十三本 6366 番地 3、字蛭田、字永代 6621 番地 1、字永代 6621 番地 3、字永代 6622 番地 1～2、字永代 6623 番地 1～2 を除く。）、都賀町平川の一部（字上河原 560 番地 1～3、5～11、字上河原 789 番地 1～15、17～36、字上河原 790 番地 2～3、5～14、字上河原 790 番地 16～24、27～37）、都賀町原宿の一部（字神明 646 番地 4、字五反畑 654 番地 1、字五反畑 654 番地 4、字五反畑 689 番地 1、字五反畑 694 番地 8、字柳葉、字二本杉、字台） ●栃木市立赤津小学校通学区域 都賀町原宿（字神明 646 番地 4、字五反畑 654 番地 1、字五反畑 654 番地 4、字五反畑 689 番地 1、字五反畑 694 番地 8、字柳葉、字二本杉、字台を除く。）、都賀町木、都賀町臼久保、都賀町大橋、都賀町富張、都賀町深沢、都賀町大柿、都賀町家中の一部（字十三本 6364 番地、字十三本 6366 番地 3、字蛭田、字永代 6621 番地 1、字永代 6621 番地 3、字永代 6622 番地 1～2、字永代 6623 番地 1～2） ●栃木市立都賀中学校通学区域 都賀町全域		
---	--	--

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 4 市町立学校の通学区域、学校名	関係項目	2 学校名
調整の方針	学校名については、合併時までには教育委員会間で協議する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○栃木市立学校設置条例 栃木市立栃木中央小学校、栃木市立栃木第三小学校、栃木市立栃木第四小学校、栃木市立栃木第五小学校、栃木市立南小学校、栃木市立大宮南小学校、栃木市立大宮北小学校、栃木市立皆川城東小学校、栃木市立吹上小学校、栃木市立千塚小学校、栃木市立寺尾中央小学校、栃木市立寺尾南小学校、栃木市立国府南小学校、栃木市立国府北小学校、 栃木市立栃木東中学校、栃木市立栃木西中学校、栃木市立栃木南中学校、栃木市立東陽中学校、栃木市立皆川中学校、栃木市立吹上中学校、栃木市立寺尾中学校 栃木市立大平東小学校、栃木市立大平南小学校、栃木市立大平西小学校、栃木市立大平中央小学校 栃木市立大平中学校、栃木市立大平南中学校 栃木市立部屋小学校、栃木市立藤岡小学校、栃木市立赤麻小学校、栃木市立三鴨小学校 栃木市立藤岡第一中学校、栃木市立藤岡第二中学校 栃木市立合戦場小学校、栃木市立家中小学校、栃木市立赤津小学校 栃木市立都賀中学校	○西方町立学校の設置に関する条例 西方町立西方小学校 西方町立真名子小学校 西方町立西方中学校		学校名については、合併時までには教育委員会間で協議する。

協議第 5 1 号

合併協定項目 2 5 - 2 5 学校教育事業について

学校教育事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 5 学校教育事業
調整方針	1 ・ 奨学金制度については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 3 年度中に栃木市の例により統合する。 ・ 入学資金融資事業については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 3 年度中に栃木市の例により統合する。 ・ 入学資金融資利子補給補助金については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 3 年度中に栃木市の例により統合する。 2 外国語指導助手については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 国際理解教育については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

	4 学校支援員については、栃木市の例により合併時に統合する。 5 学校給食については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
--	---

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 5 学校教育事業	関係項目	1 奨学金制度
調整の方針	・奨学金制度については、合併時は現行のとおりとし、平成2 3年度中に栃木市の例により統合する。 ・入学資金融資事業については、合併時は現行のとおりとし、平成2 3年度中に栃木市の例により統合する。 ・入学資金融資利子補給補助金については、合併時は現行のとおりとし、平成2 3年度中に栃木市の例により統合する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
奨学金貸付事業 ・対象者 扶養者が市内に6 カ月以上住所を有する方、経済的理由により、修学困難な方、高等学校、専修学校高等課程・専門課程、短期大学、大学に入学する方、在学中の方、他の奨学金貸付又は給与を受けていない方 ・貸付月額 高等学校・専修学校高等課程 1 2, 0 0 0 円 専修学校専門課程・短期大学・大学 自宅通学 2 5, 0 0 0 円 自宅外通学 3 0, 0 0 0 円 ・貸付 年2回 6 月下旬(4 月～9 月分) 9 月下旬 (1 0 月～3 月分) ・募集 年2回(春、秋) (春)1 1 月中旬～2 月上旬、(秋)6 月中旬～7 月中旬 ・栃木市奨学金基金条例、栃木市奨学金貸付条例、栃木市奨学金貸付条例施行規則による。	奨学金貸付事業 ・対象者 保護者が本町に6 ヶ月以上住所を有する方、経済的理由により、修学困難な方、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に在学中の方、入学する方、修学の意欲があり、かつ、品行方正である方、確実な連帯保証人を付することができる方 ・貸付月額 高等学校・専修学校高等課程 1 0, 0 0 0 円 高等専門学校 1 5, 0 0 0 円 短期大学、大学又は専修学校専門課程 3 0, 0 0 0 円 ・貸付 毎年6 月、9 月、1 2 月及び3 月の四半期の期末に交付 後期入学者は、初年度のみ 1 2 月 ・募集 年2回 (春、秋) (春)3 ～4 月 (秋)9 月 ・西方町奨学金貸付条例、西方町奨学金貸付規則による。		奨学金制度については、合併時は、現行のとおりとし、平成24 年度から栃木市の例を適用できるよう調整を図る。ただし、合併前の貸付については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
入学資金融資 ・対象者 私立高等学校、私立短期大学、私立大学に入学される方の保護者又はこれに代わる方、市内に1年以上居住、市税を完納されている方 ・融資額 私立高等学校 20万円を限度 私立短期大学・私立大学 100万円を限度 ・募集期間 11月上旬～3月上旬 ・斡旋金融機関 足利銀行栃木支店 ・金利 年2.8%	該当なし	入学資金融資事業については、合併時は、現行のとおりとし、平成24年度から栃木市の例を適用できるよう調整を図る。
入学資金融資利子補給補助金 保護者の負担軽減を図るため、金利のうち2%分を補助する。(H21年度10名) ・栃木市入学資金融資規則、栃木市入学資金利子補給金交付要綱による。	該当なし	

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業	関係項目	2 外国語指導助手派遣事業
調整の方針	外国語指導助手については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
1. 事業の内容 ①中学校 外国語の授業において、教科担任とのTT（ティームティーチング）による授業を行う。 ②小学校 外国語活動の時間や総合的な学習の時間において、学級担任とのTT（ティームティーチング）による授業を行う。 2. ALTについて ①人数・・・15名（JET3名、市単1名、委託11名） ②国籍・・・（アメリカ、フィリピン、カナダ、イギリス、イタリア、オーストラリア） 3. 訪問について 市内37小中学校を15名の外国語指導助手が分担（小学校担当9名、中学校担当6名）し、訪問している。 ①訪問日数・・・199日（年間） ②授業数・・・760時間（年間） 1日平均4時間	1. 事業の内容 ①中学校 外国語の授業において、ALTと教科担任とのTTによる授業を行う。 ②小学校 主に英語活動、総合的な学習の時間において、ALTと学級担任、日本人英語指導助手とのTTによる授業を行う。 2. ALTについて ①人数・・・1人（JET1名） ②国籍・・・（米国） 3. 訪問について 西方中をベースとし、 月、火、木・・・西方中勤務 金・・・2小学校を隔週訪問 水・・・隔週で認定こども園の年長組（約40分）指導 ※ 週35時間勤務。学校訪問のある日は8時間勤務とし、訪問のない日に半日勤務とするなどその週で調整する。	栃木市の例により合併時に統合する。合併後も栃木市の制度として引き続き配置する。	

合併協定項目	2 5－2 5 学校教育事業			関係項目	3 国際理解教育
調整の方針	国際理解教育については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整 内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
1. 事業の内容 ・小中学生の英語によるコミュニケーション能力やその素地を養うことを目的に次の事業を実施している。 ①イングリッシュキャンプ 小学校5,6年生(約30名) 1泊2日の宿泊体験型英語キャンプを実施する。 ②イングリッシュセミナー 中学生(約30名) 2泊3日の宿泊体験型英語セミナーを実施する。 ・金華市小学生との交流 ①金華市小学生学校訪問の受入 H22 … 1校(栃三小) ②小学校間の作品交流 H22 … 絵画、書道、工作等の作品交流(予定)	1. 事業の内容 ・外国の文化・歴史・風土等に接し、交流やホームステイ等を通し相互理解を深め、次代を担う子ども達を育成するため、中学校(希望者)10人を8月下旬の10日間オーストラリアへ派遣する事業。 事前研修あり 市国際交流協会共催(大平総合支所地域振興課所管)	1. 事業の内容 訪問国の歴史、文化、自然に直接触れるとともに、人々とのふれあい(交流)の中で、自立心を養いながら相互理解を深め、多様化する国際化時代に対応できる人材育成を図り、本町の国際交流学習を推進する。また、郷土意識を醸成し、国際交流によるまちづくりの活性化を図るため、訪問国において、栃木市の魅力を積極的にPRする「観光特使」として、藤岡地区在住の中学2年生を海外に派遣する。 平成22年度 ・派遣先 オーストラリア ケアンズ市 ・派遣期間 平成22年8月16日(月)～8月22日(日)7日間 ・募集人数 藤岡町に在住する中学2年生16名	1. 事業の内容 ・次代を担う本町中学生を海外に派遣し、ホームステイや現地青少年との交流を通して豊かな国際感覚を養い、世界の平和と友好のために貢献できる人間の育成を図るため下記の事業を実施。 ①派遣事業 ・都賀地区中学生国際交流事業実施委員会が実施要領・募集要領を策定し、応募者の中から派遣者12名を決定し。事前研修を重ね8月17日から10日間オーストラリア国タスマニア州ペンサント市に派遣する。帰国後も報告書作成や帰国報告会で事後研修を行う。 ②受入事業 ・派遣先のプロスペクトハイスクルの中学生を都賀町に招待し、小中学校での教育・文化交流を通して、児童生徒の国際感覚を養い、世界の平和と友好のために貢献できる人間の育成を	1. 事業の内容 将来の本町を担う中学生を海外に派遣し、ホームステイや学校訪問等を通じて、その国の歴史、文化、風俗、習慣に直接触れる体験をすることにより、外国の人々の「ものの見方・考え方を理解するとともに、自立心を養いながら友情を深め、真の国際人としての資質を身につけた中学生の育成を目的とする。 ＜派遣事業内容＞ ・派遣先 オーストラリア ブリスベン市(毎年同じブラザリア・スクールを学校訪問) ・派遣期間 8月16日～8月25日(10日間) 出発日は毎年16日で固定 ・募集人数 西方町(主に西方中)に在住する中学2年	各地区、市町において、実施状況等に差異があるが、これまでの取り組みを尊重し、合併時は現行のとおり実施する。 なお、合併後に各事業のあり方について速やかに検討する。

		(1) 事前研修 ①事業目的の理解(観光特使の役割、ホームステイの意義等) ②訪問国の理解(歴史・文化・自然・習慣等) ③英会話の学習、観光資料(栃木市のPR)作成 ④渡航や海外生活での諸注意 (2) 現地研修 ①ホームステイ(観光特使活動を含む) ②学校訪問(観光特使活動を含む) ③歴史・文化・自然等の体験及び見学 (3) 事後研修 ①帰国報告会への参加 ②報告書(体験文集等)の作成	図る	生 15名 ・事前研修 4月～7月まで計6回 ・現地研修 ホームステイ 学校訪問 ・生徒負担金…15万円 ・その他…株式会社ISAにコーディネートを依頼し、事前研修から引率まで関わってもらっている。	
--	--	---	----	--	--

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 5 学校教育事業	関係項目	4 特別支援教育
調整の方針	学校支援員については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西方町	
1. 事業の内容 学校生活等において支援を必要とする児童生徒に対して支援を行う特別支援教育支援員及び教科指導者不足や複式学級解消のための学力向上支援員を各小中学校に配置する。		1. 事業の内容 特別な教育的支援を要する児童生徒の在籍する学校の通常学級又は特別支援学級の支援を行うため、「西方町立小中学校非常勤講師」を配する。	
2. 配置内容 ①特別支援教育支援員・・・5 4 名 ②学力向上支援員・・・6 名		2. 配置内容 ① 町非常勤講師・・・1 名	
3. 勤務条件等 ①特別支援教育支援員 ・年 200 日以内勤務 (1 日 7 時間勤務) ・日給 9, 1 0 0 円 (時給 1, 3 0 0 円) ②学力向上支援員 ・1 年間常勤 ・1 日 7 時間 45 分勤務 ・月額 1 8 3, 0 0 0 円		3. 勤務条件等 ① 町非常勤講師 ・年間 210 日×1 日 7 時間＝年間総 1,470 時間勤務 ・時給 1,250 円	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 5 学校教育事業				関係項目	5 学校給食
調整の方針	学校給食については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。					
現 況						
栃 木 市					西 方 町	具体的な調整内容
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
1. 内容 ①給食費 ・小学校 4,100 円／月 ・中学校 4,900 円／月 ②方式 親子方式 …9 施設 自校方式 …1 施設 調理業務 …直営5 施設、 委託5 施設 配送業務 …委託 米 飯 …委託方式 ③会計…公会計 保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。 ④集金 学校で集金した給食費を市の指定金融機関に入金してもらう。	1. 内容 ①給食費 ・小学校 4,300 円／月 ・中学校 5,100 円／月 ②方式 センター方式 調理配達業務…委託方式 米 飯 …委託方式 ③会計…公会計 保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。 ④集金 学校で集金した給食費を市の指定金融機関に入金してもらう。	1. 内容 ①給食費 ・小学校 4,200 円／月 ・中学校 5,100 円／月 ②方式 センター方式 調理業務 …直営 配送業務 …直営 米 飯 …委託方式 ③会計…公会計 保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。 ④集金 学校で集金した給食費を市の指定金融機関口座に入金してもらう。	1. 内容 ①給食費 ・小学校 4,200 円／月 ・中学校 5,000 円／月 ②方式 センター方式 調理業務…委託 配送業務…委託 米 飯…委託方式 ③会計…公会計 保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。 ④集金 納入義務者の指定する市指定金融機関及び収納代理金融機関の預金口座から振替納入する。		1. 内容 ①給食費 ・小学校 4,300 円／月 ・中学校 4,950 円／月 ②方式 全校（2 小学校、1 中学校）とも自校方式（全校に調理場あり） 調理業務…直営2 施設 委託1 施設 ※ H22…西方小敷地内に共同調理場建設予定 ※ H23より親子方式に移行予定 ③会計…私会計 保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。 ④集金 徴収から会計まで全て学校で行っている。	各地区、市町の給食費負担金、会計方式、徴収方法、調理配達業務方式等に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、平成 24 年度から栃木市の例により統合できるよう調整する。

協議第 5 2 号

合併協定項目 2 5 - 2 6 文化振興事業について

文化振興事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 6 文化振興事業
調整方針	1 文化祭については、現行のとおり各地区分散開催とする。 2 市町指定文化財に関することについて、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 6 文化振興事業				関係項目	1 芸術文化
調整の方針	文化祭については、現行のとおり各地区分散開催とする。					
現 況						
栃 木 市				西 方 町	具体的な調整内容	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
○文化祭 ・栃木市、教育委員会、文化 団体連絡協議会で共催 ・1 0月から1 1月にかけて 文化会館を中心に開催 2 7 部門	○文化祭 ・文化祭実行委員会が主催 ・1 1月第 1 土・日に大平公 民館を中心に開催 展示部 門 芸能・演技部門	○文化祭 ・栃木市、教育委員会、文化 団体連絡協議会で共催 ・1 1月に文化会館を中心に 開催 2 1 部門	○文化祭 ・栃木市、教育委員会、文化 協会で共催 ・1 0月から1 1月にかけて 産業文化会館を中心に開催 1 9 部門	○文化祭（公民館祭） ・西方町、教育委員会、文化 協会で共催 ・11 月第 1 土曜・日曜にかけ て中央公民館を中心に開催 3 2 部門	文化祭については、こ れまでの各地域の伝統 を踏まえ、地域文化の振 興を図るため、現行のと おり各地区分散開催と する。	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 6 文化振興事業	関係項目	2 市町指定文化財
調整の方針	市町指定文化財に関することについて、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
①文化財の指定 市内の重要な文化財を市指定文化財に指定する ②市指定文化財 150 件 栃木 84 件 大平 35 件 藤岡 17 件 都賀 14 件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・ 現状変更の許可・指示等 ・ 文化財説明板等の設置 ・ 文化財の管理	①文化財の指定 町内の重要な文化財を町指定文化財に指定する ②町指定文化財 27 件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・ 現状変更の許可・指示等 ・ 文化財説明板等の設置	文化財指定については、各市町で地域の重要なものを指定しており、種別の多い栃木市の例により合併時に統合する。 指定文化財については、各市町の地域性を尊重し、現行のとおり引継ぐ。 文化財の維持管理については、統一した内容の維持管理を行なうため、合併時に統合する。	

協議第 5 3 号

合併協定項目 2 5 - 2 7 社会教育事業について

社会教育事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 7 社会教育事業
調整方針	1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。 2 成人式については、合併時に再編する。 3 同和地区集会所については、現行のとおりとする。 4 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。 5 集会所運営委員会については、現行のとおりとする。 6 公民館等運営管理業務については、現行のとおりとし、合併後に再編する。但し、貸し出し事務等については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 7 社会教育事業			関係項目	1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整
調整の方針	社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
社会教育関係団体 ・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。 ・PTA連合会 ・手をつなぐ親の会連絡協議会 ・栃木ユネスコ協会 ・家庭教育オピニオンリーダー会 ・「小さな親切」運動栃木支部 ・地域女性連絡協議会 ・地区女性会 ・子ども会育成会連絡協議会	社会教育関係団体 ・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。 ・PTA連合会 ・女性の会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・家庭教育オピニオンリーダー会	社会教育関係団体 ・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。 ・PTA連合会 ・わたらせ友の会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・ユースリーダーズクラブ ・家庭教育オピニオンリーダー会	社会教育関係団体 ・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。 ・PTA連合会 ・地域女性会連絡協議会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・家庭教育オピニオンリーダー会	社会教育関係団体 ・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。 ・PTA連絡協議会 ・婦人会 ・家庭教育オピニオンリーダー会 ・子供会育成会連絡協議会	社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、各市町で団体の形態や組織が異なり、また、補助対象となる団体も異なっているため、各種団体の整理統合を図った上で、合併後に再編すべく、各種団体に働きかける。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 7 社会教育事業				関係項目	2 成人式
調整の方針	成人式については、合併時に再編する。					
現 況					具体的な調整内容	
栃 木 市				西 方 町		
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市栃木文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約 800 名（20 年度）	・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市大平文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約 250 名（20 年度）	・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市藤岡文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約 150 名（20 年度）	・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市都賀文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約 130 名（20 年度）	・主 催 西方町、西方町教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 西方町総合文化体育館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約 80 名（20 年度）		
・旧市町単位の独自性を尊重するため、当面旧市町単位で実施する。 ・旧市町ごとに新成人による実行委員会を作る。 ・記念品については、予算を一人当たり 8 0 0 円とし、旧市町の実行委員会の代表者による調整会議を行う。 ・記念写真については、予算化はせずに写真業者との個人対応とする。 ・その他、必要な経費については、実行委員会への負担金として予算化する。						

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 7 社会教育事業			関係項目	3 同和地区集会所
調整の方針	同和地区集会所については、現行のとおりとする。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
集会所名 ・皆川城内集会所 ・新栃木コミュニティ会館 ・栃木第四地区コミュニティセンター 目的 市民の教養の向上と生活文化の振興を図り、もって同和教育の推進を期する	集会所名 ・榎本集会所 ・伯仲集会所 ・真弓集会所 ・西水代集会所 ・富田集会所 目的 基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育啓発の推進、地域福祉の増進、地域交流活動の振興を図る	集会所名 ・都賀集会所 ・富吉集会所 目的 基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育啓発の推進、福祉の増進、地域交流活動の推進を図る	該当なし	該当なし	同和地区集会所については、現行のとおりとする。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 7 社会教育事業	関係項目	4 生涯学習推進基本構想・計画
調整の方針	生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
該当なし		・西方町生涯学習推進基本構想 推進計画 (平成21年3月策定) 【目的】 複雑な現代社会に生きる住民に、社会の変化に対応した生活に必要な意識や技術を明らかにし、学習意欲を喚起し、かつその意欲に応えとともに、21世紀の生涯学習社会を実現していくこと。	生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に必要性、構成等を検討し、再編する。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 7 社会教育事業	関係項目	5 集会所運営委員会
調整の方針	集会所運営委員会については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
栃木市集会所運営委員会 定員60人 ・栃木市栃木集会所運営委員会 委員：26人以内 ・栃木市大平集会所運営委員会 委員：20人以内 ・栃木市藤岡集会所運営委員会 委員：14人以内 任期：2年		該当なし。	集会所運営委員会については、現行のとおりとする。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 7 社会教育事業				関係項目	6 公民館等運営管理
調整の方針	公民館運営管理業務については、現行のとおりとし、合併後に再編する。但し、貸し出し事務等については、栃木市の例により合併時に統合する。					
現 況						具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町		
旧 栃 木 市		旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
○設置目的 社会教育の振興を図り、住民の福祉に寄与する。				○設置目的 町民の實際生活に即する教育 学術及び文化に関する事業を行 い、教養の向上、健康の増進、 情報の純化を図る。		
○公民館数 6 館		○公民館数 4 館(3 館は貸し出しのみ)	○公民館数 5 館(4 館は貸し出しのみ)	○公民館数 1 館		
○職員体制 館長、職員 2 ～ 3 名、社会教育指導員 1 名（栃木公民館のみ）、臨時業務員		○職員体制 館長、職員 3 名、社会教育指導員 2 名	○職員体制 館長(生涯学習課長が兼務)、職員 3 名(同課職員が兼務)、社会教育指導員 1 名	○職員体制 館長(生涯学習課長が兼務)、職員 7 名(同課職員が兼務)		
○運営方針 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止。				○運営方針 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止。		
○公民館貸し出し事務 使用予定日の 2 カ月前から申請可				○公民館貸し出し事務 使用予定日の 1 ヶ月前から申請可		
○開館時間 午前 9 時～午後 1 0 時				○開館時間 午前 9 時～午後 1 0 時		

○休館日 土曜日の午後、日曜日、国民の祝日（但し、栃木公民館のみ） 年末年始（12月29日～1月3日）	○休館日 月曜日 年末年始（12月29日～1月3日）	○休館日 月曜日 国民の祝日の翌日（但し、祝日が月曜日に当たるときは、その翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）	○休館日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	○休館日 ・毎月第3日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始（12月28日～1月4日） ※館長が必要であると認めたときは、教育委員会の承認を得て休館することができる。	
・利用申し込みは2カ月前の月末まで可 ・いずれの公民館でも使用を希望する公民館の予約、申請を受け付けることができ、許可を出すことができる。 ・総括公民館については、栃木公民館が行う。					

協議第 5 4 号

合併協定項目 2 5 - 2 8 青少年健全育成事業について

青少年健全育成事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 8 青少年健全育成事業
調整方針	1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後に再編する。 2 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。 3 青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 青少年健全育成事業	関係項目	1 青少年育成センター
調整の方針	青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
目的 少年の総合的な相談及び補導活動・環境浄化活動を行うことにより、その健全な育成を図る。 ○事業内容 青少年相談員及び少年補導員は、相談業務、街頭補導(夜間補導含む)及び環境浄化活動等。 ・少年補導外9業務 ○組織構成 ・青少年育成センター長 1名 ・少年相談員 2名 ・青少年育成センター運営協議会委員 15名以内 ・少年補導員 100名以内 ○任期 青少年相談員・少年補導員 1年 運営協議会委員 2年	※ 青少年育成センターについては該当なし。 ◎西方町青少年育成推進員 ○目的 地域における青少年の健全育成運動を推進する。 ○事業内容 ・夜間巡回指導 ○組織構成 ・青少年育成推進員 10名	青少年育成センターは、青少年相談等の窓口であることを踏まえ、青少年健全育成を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。 少年補導員は、青少年の非行防止を踏まえ、補導活動や環境浄化等の推進を図るため、構成等を調整し合併後に再編する。	

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 青少年健全育成事業	関係項目	2 勤労青少年ホーム
調整の方針	勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○目的 勤労青少年の福祉の増進と健全育成を図る。 ○指定管理者 ・栃木勤労青少年ホーム 平成18年度から平成22年度まで ・大平勤労青少年ホーム 平成21年度から平成23年度まで ○登録者数等 ・栃木勤労青少年ホーム 登録者数 344人 利用者数 14,796人 講座数 290講座 ・大平勤労青少年ホーム 登録者数 271人 利用者数 5,602人 講座数 349講座 ○事業内容 ・資質の向上を目的とした教養、スポーツ講座の開催 講座数 ・レクリエーション、クラブ活動等の機会と場所の提供 ・悩み事、困り事等の相談 ・勤労青少年ホーム運営委員会の開催 運営委員会委員20名以内 ・若年者におけるフリーター等不安定就労者、失業者、無業者の職業意識の高揚、職業的自立支援 ・施設の維持管理		該当なし	勤労青少年ホームは勤労青少年の居場所であることを踏まえ、福祉の増進と健全育成を図るため、現行のとおり指定管理者制度による管理運営とする。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 8 青少年健全育成事業	関係項目	3 青少年問題協議会
調整の方針	青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○目的 青少年に関係のある機関団体が相互に連絡し、青少年の保護及び環境の浄化を図り、青少年の健全育成と福祉の増進に寄与するため連絡調整を図る。	該当事業なし		青少年問題協議会は青少年が抱える問題の審議を踏まえ、各種事業の適正化を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。
○事業内容 ・ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項を調査審議する。 ・ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ること。 ・ 青少年の環境整備に関すること。 ・ その他 ○組織構成 役 員：会長他4名 委 員：定数31名、 理事等：20名 ○任期 2年			

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 8 青少年健全育成事業				関係項目	4 青少年育成市民会議
調整の方針	青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。					
現 況						
栃 木 市					西 方 町	具体的な調整内容
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
該当なし	該当なし	該当なし	○実施団体 ・都賀町のこどもを育む会 ○目的 青少年の健全育成に総ての町民が関心を持ち、官民が一体となつて、次代を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る。 ○事業内容 ・4つの委員会を設置し、活動している。 社会を明るくする運動参加・協力 青少年健全育成に関する標語の募集・掲載 町内パトロール（夏休み、冬休み） つがの里山ふれあい塾 育む会だより（すこやか）等発行 先進地視察（東海村） ○組織構成 ・役員 会長他27名		○実施団体 ・にしかた子どもネットワーク ○目的 地域の青少年に関する団体や指導者との連携・協力を図りながら、町民総ぐるみで青少年健全育成の推進を図る。 ○事業内容 ・子どもたちの心を豊かにする活動 「子ども夏まつり」 ・子どもたちを見守る活動 「下校見守りボランティア」 ○組織構成 青少年関係機関・団体長により構成 ・推進委員29名（内運営委員11名）	都賀町のこどもを育む会は、青少年育成市民会議として認定を受けた唯一の市町村民会議であることに鑑み、各種青少年健全育成事業の推進を図るため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

協議第 5 5 号

合併協定項目 2 5 - 2 9 男女共同参画事業について

男女共同参画事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 9 男女共同参画事業
調整方針	男女共同参画計画については、合併後概ね 1 年以内に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-29 男女共同参画事業	関係項目	
調整の方針	男女共同参画計画については、合併後概ね1年以内に再編する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
参考 ○とちぎし男女共同参画プラン (第3次) ・策定年 平成18年3月 ・期間 平成18年度から22年度までの5年間 ・基本目標 I 男女共同参画の意識づくり II 男女共同参画の社会環境づくり ・審議会あり ・年次報告 毎年報告書作成 ○おおひら男女共同参画プラン ・策定年 平成15年3月 ・期間 平成15年度から24年度までの10年 ・基本理念「ともに認めあい支えあふ夢ふくらむまちづくり」 ①個人の人權が尊重されるまち ②主体的な生き方を選択できるまち ③誰もが平等にあらゆる分野に参画し、責任を担いあうまち ④国際社会にひらかれたまち ⑤町民と行政が連携し、男女共同参画社会を推進できるまち ・審議会なし ・年次報告 なし	該当なし	男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、合併後概ね1年以内に新たに策定する。	

協議第 5 6 号

合併協定項目 2 5 - 3 0 社会福祉協議会について

社会福祉協議会について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 3 0 社会福祉協議会
調整方針	社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－3 0 社会福祉協議会	関係項目	
調整の方針	社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
【名称】 栃木市社会福祉協議会 【補助金額】 1 2 9，7 9 6，0 0 0円 【委託事業】 福祉サービス利用援助事業 生活福祉資金貸付事業 地域包括支援センター運営業務協力事業 介護予防支援事業 栃木市ホームヘルプサービス事業 栃木市デイサービス事業 栃木市障がい者等移動支援事業 障がい児子育てサロン事業 地域福祉活性化事業 障害者交流事業 栃木市障がい者等相談支援事業 高齢者相談事業 栃木市大平地域包括支援センター事業 ボランティアセンター活動事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業 外出支援サービス事業 生きがい活動支援通所事業	【名称】 西方町社会福祉協議会 【補助金額】 1 3，6 8 0，0 0 0円 【委託事業】 福祉バス運行事業 移送サービス事業 ふれあいプラザ管理事業 児童クラブ運営事業 リフト付きバス運行事業 配食サービス事業 心配ごと相談事業 ひとり暮らし老人激励事業 ひとり親家庭激励事業 地域保健福祉推進事業 いきいきデイサービス事業 いきいきヘルプ派遣事業	速やかに統合するよう働きかける	

【参考】

〔役員数〕

理事	11名
監事	2名
評議員	23名

〔職員数〕（4／1現在）

正職員	61名
嘱託職員	9名
非常勤職員	4名
臨時職員	61名
パート	69名
計	204名

〔平成21年度決算額〕

1,083,632,729円

〔実施事業〕

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）（1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- （5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- （6）共同募金事業への協力
- （7）ボランティア活動の振興
- （8）居宅介護支援事業の経営
- （9）居宅介護等事業の経営
- （10）老人デイサービス事業の経営
- （11）地域包括支援センターの経営
- （12）老人福祉センターの経営

【参考】

〔役員数〕

理事	6名
監事	2名
評議員	13名

〔職員数〕

正職員	17名
嘱託職員	1名
非常勤職員	23名
(常勤ヘルパー含)	
計	41名

〔平成21年度決算額〕

159,252,766円

〔実施事業〕

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- （5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- （6）共同募金事業への協力
- （7）居宅介護支援事業
- （8）通所介護事業
- （9）訪問入浴介護事業
- （10）居宅介護等事業
- （11）障害福祉サービス事業（ケアセンターふれあい（居宅介護））
- （12）ボランティア活動の振興

(13) 福祉サービス利用援助事業 (14) 障害福祉サービス事業の経営 (15) 相談支援事業の経営 (16) 移動支援事業の経営 (17) 地域活動支援センターの経営 (18) 児童館の経営 (19) 生活福祉資金貸付事業 (20) 社会福祉金庫等の貸付事業 (21) 心配ごと相談事業 (22) その他本会の目的達成のため必要な事業	(13) 生活福祉資金貸付事業 (14) 心配ごと相談事業 (15) 西方町ふれあいプラザ運営事業 (16) その他本会の目的達成のため必要な事業	
--	--	--

協議第 6 号（継続協議― 2 ）

合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について、別紙のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

平成 2 2 年 8 月 3 1 日（継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木県知事との事前協議に伴う修正箇所等について

頁	修正前	修正後
8	(2) 栃木地区広域行政圏計画 ごみ処理、し尿処理及び消防・救急について、…	同左 ※ ごみ処理、し尿処理及び消防・救急について、…
10	地図中	○新市の位置・地勢・交通
11	(3) 歴史 ※ ごみ処理、し尿処理、消防分野において、…	同左 ※ ごみ処理、し尿処理、消防分野において、…
22	(4) 観光 平成 20 年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果によると、新市の地区別観光客入込数は 390 万 6,040 人、地区別観光客宿泊数は 12,627 人となっています。 経年変化でみると、年変動はあるものの、平成 16 年から平成 20 年にかけて、入込客数が栃木県では 12.3% 増に対して新市では 12.5% の増と増加傾向となっています。 一方で、宿泊客数では県全体で 5.9% 減に対して新市では 21.7% 減となり、県全体との比較においても厳しい状況にあります。	同左 平成 <u>21</u> 年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果によると、新市の地区別観光客入込数は <u>413 万 3,640</u> 人、地区別観光客宿泊数は <u>9,843</u> 人となっています。 経年変化でみると、年変動はあるものの、平成 <u>17</u> 年から平成 <u>21</u> 年にかけて、入込客数が栃木県では <u>11.4%</u> 増に対して新市では <u>17.9%</u> の増と増加傾向となっています。 一方で、宿泊客数では県全体で <u>6.7%</u> 減に対して新市では <u>33.7%</u> 減となり、県全体との比較においても厳しい状況にあります。
27	(1) 新市の将来人口 平成 17 年の国勢調査による新市の人口は 149,752 人となっており、…	同左 平成 17 年の国勢調査による新市の人口は 149,752 人と<u>な</u>っています。
28	(2) 新市の将来世帯数 平成 17 年の国勢調査による新市の世帯数は 49,028 世帯となっており、…	同左 平成 17 年の国勢調査による新市の世帯数は 49,028 世帯と<u>な</u>っています。
29	(3) 新市の将来就業人口 平成 17 年の国勢調査による新市の就業人口は 74,522 人となっており、…	同左 平成 17 年の国勢調査による新市の就業人口は 74,522 人と<u>な</u>っています。

頁	修正前	修正後
37	●都市的利用ゾーン 地域拠点周辺や東武線やＪＲ両毛線の駅周辺など…	同左 地域拠点周辺や<u>東武日光線・東武宇都宮線</u>やＪＲ両毛線の駅周辺など…
	●自然環境利用ゾーン 山林は、地球温暖化、異常気象による集中豪雨など、地球環境に様々な変化が顕在化している中で、次世代に引き継ぐべき貴重な資源です。	同左 <u>地球温暖化の防止や水源のかん養といった公益的機能を有する山林</u>は、地球温暖化、異常気象による集中豪雨など、地球環境に様々な変化が顕在化している中で、次世代に引き継ぐべき貴重な資源です。
38	●広域交流軸 東武線、ＪＲ両毛線の利便性の向上を促進し、…	同左 <u>東武日光線、東武宇都宮線、ＪＲ両毛線</u>の利便性の向上を促進し、…
43	○地域自治制度の概念図 合併時の地域自治制度 西方町の区域に合併新法に基づく地域自治区を設置（平成27年3月31日まで）	同左 西方町の区域に<u>市町村の合併の特例に関する法律</u>に基づく地域自治区を設置（平成27年3月31日まで）
	※地域自治区事務所は、各町ごとに設置する総合支所	※地域自治区事務所は、<u>西方町役場</u>に設置する総合支所
45	（２）安全・安心な暮らしの確保 しかしながら、近年、各地で大規模かつ多様な災害が発生しており、…	同左 しかしながら、近年、<u>全国各地</u>で大規模かつ多様な災害が発生しており、…
	（２）安全・安心な暮らしの確保 また、高齢化や核家族化が進む中で、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、…	同左 <u>高齢化や核家族化が進む中で、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、…</u>
55	（４）雇用の創出 東北自動車道と北関東自動車道が交差するという位置的優位性を活かし、…	同左 東北自動車道と北関東自動車道が交差するという<u>地理的優位性</u>を活かし、…
56	●多様な雇用環境の創出 ○農道等農業基盤の維持・整備	同左 ○<u>農業基盤の維持・整備</u>
70	用語解説 地産地消	（削除）